### 警視庁臨時警戒規程

 昭和52年3月25日

 訓令甲第4号

 存続期

目次

第1章 通則(第1条 第7条)

第2章 任務及び計画(第8条 第13条)

第3章 警戒の実施(第14条 第19条)

第4章 応援及び教養訓練(第20条 第23条)

第5章 報告等(第24条 第26条)

付則

#### 第1章 通則

(目的)

第1条 この規程は、臨時警戒の実施に関し、必要な事項を定め、その効率的な運用を図ることを目的とする。

(意義)

第2条 臨時警戒とは、警視庁管内又は警視庁及び隣接県警察の管内にわたる地域内において、 犯罪が多発し、若しくは連続して発生し、又は発生するおそれがある場合に、犯罪の予防及 び被疑者の検挙のため、臨時に警察力を集中し、警戒員を要所に配置して行う警戒をいう。 (警戒の種別)

第3条 臨時警戒の種別は、次のとおりとする。

(1) 全署警戒

管下いっせいに行う警戒

(2) 区域警戒

2署以上の区域にわたって行う警戒

(3) 自署警戒

自署管轄区域の全域にわたり、又は一部の地域について行う警戒

(4) 広域警戒

地域部長が指定する警察署及び隣接県警察が指定する警察署の全域にわたり、又は一部 (一般道路、高速道路(自動車専用道路を含む。)鉄道、地下鉄等)について行う警戒 (警戒の方法)

第4条 臨時警戒の方法は、次のとおりとする。

(1) 制服警戒

制服警戒員が、定められた区域を巡回して警戒活動を行い、犯罪の予防及び被疑者の検 挙に当たる。

(2) 私服警戒

私服警戒員が、定められた区域を巡回し、その特性を生かした警戒活動を行い、犯罪の 予防及び被疑者の検挙に当たる。

(3) 検索

被疑者の逃走、潜伏、立回り等が予想される場所又は区域について被疑者を捜し、又は 地形地物を利用して潜む不審者の発見に努める。

(4) 張込み

指定された場所に張り込み、通行人(車両等を含む。)の中から不審者を選別して被疑者の発見・検挙に当たる。

(5) 自動車検問

自動車等を利用して行う犯罪及び自動車強盗、自動車窃盗等の犯罪の予防並びに被疑者 の検挙又は交通法令違反等の検挙のため、走行中の自動車等の停止を求めて質問し、検査 する。

2 地域部長(自署警戒については署長)は、警戒上特に必要と認めるときは、前項各号以外 の警戒方法をとることができる。

#### (発令権者)

- 第5条 臨時警戒は、地域部長又は警察署長(以下「署長」という。)が、次の区分により発 令するものとする。
- (1) 地域部長 全署警戒、区域警戒及び広域警戒
- (2) 署長 自署警戒
- 2 地域部長は、全署警戒を発令するに当たって、警戒の必要がないと認められる警察署を除くことができる。
- 3 地域部長は、広域警戒を実施する必要があると認める場合は、警戒の日時、警戒の方法等 について関東管区警察局長及び当該隣接県警察本部長と協議するものとする。
- 4 地域部長は、特に必要と認める場合は、署長に命じて自署警戒を実施させることができる。
- 5 各部長は、主管の事務に関し、臨時警戒を実施する必要があると認めるときは、地域部長に発令を要請するものとする。
- 6 臨時警戒の指揮は、発令権者が行うものとする。

(招集区分)

- 第6条 警戒員の招集区分は、次のとおりとする。
- (1) A 号招集 非番員のおおむね3分の2を招集するもの
- (2) B号招集 非番員のおおむね2分の1を招集するもの
- (3) C号招集 非番員のおおむね3分の1を招集するもの
- 2 発令権者は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する招集区分によらないで、警 戒員を招集することができる。
- 3 署長は、病気その他特別の理由のある者については、警戒員の招集から除外することができる。

(関係部長との連絡)

第7条 地域部長は、臨時警戒の実施に当たっては、関係部長と緊密な連絡の下に行わなければならない。

## 第2章 任務及び計画

(地域部長の任務)

- 第8条 地域部長は、臨時警戒について、次の事務を行うものとする。
  - (1) 全署警戒、区域警戒及び広域警戒の実施計画に関すること。
- (2) 全署警戒、区域警戒及び広域警戒に関する警察署の計画の検討に関すること。
- (3) 全署警戒及び区域警戒に関する警察署間の調整に関すること。
- (4) 広域警戒に関する関係機関との協議に関すること。
- (5) 視察及び指導に関すること。
- (6) 応援派遣に関すること。

- (7) 自動車検問に関すること。
- (8) 前各号のほか、警戒の実施について必要な事項

(方面本部長の任務)

- 第9条 方面本部長は、次の事務を行い、方面区内の臨時警戒が適正に運用されるよう努める ものとする。
  - (1) 方面区内警察署の計画の検討及び調整に関すること。
  - (2) 視察及び指導に関すること。
  - (3) 運用上の意見具申等に関すること。

# (署長の任務)

- 第10条 署長は、管内の臨時警戒について、次の事務を行うものとする。
  - (1) 臨時警戒配置一覧表の作成に関すること。
  - (2) 臨時警戒要図の作成に関すること。
  - (3) 自動車検問に関すること。
  - (4) 警戒員に対する命令、指示の伝達方法に関すること。
  - (5) 応招場所に関すること。
  - (6) 臨時警戒と警備実施又は緊急配備が競合した場合における警戒員の運用に関すること。
  - (7) 無線警ら車の活用に関すること。
  - (8) 前各号のほか、警戒の実施について必要な事項

(制服警戒及び私服警戒の区域の設定)

- 第 11 条 署長は、次の事項に留意し、制服警戒及び私服警戒の区域を設定するものとする。
  - (1) 区域別、時間別、罪種別等の管内事件事故発生状況
  - (2) 盛り場、商店街、工場、住宅地域等の別
  - (3) 交番等の位置
  - (4) その他警察上警戒を要する対象等の分布状況

#### (張込場所の設定)

- 第 12 条 署長は、次の事項に留意し、張込場所を設定するものとする。
  - (1) 橋、交差点、駅、停留所、船舶等の発着所その他交通の要所
  - (2) 夜間における明暗の度合い
  - (3) 利用できる地形地物の有無
- (4) 隣接警察署 (広域警戒を実施する警察署にあつては、隣接県の警察署を含む。) の張込場所

### (検問場所の設定)

- 第 13 条 署長は、次の事項に留意し、自動車検問の場所を設定するものとする。
  - (1) 自動車を利用する犯罪の時間別、場所別発生状況
  - (2) 被疑者の逃走経路
  - (3) 道路幅員、見通し状況等の道路環境の状態
  - (4) 車両、歩行者等の交通の状態
  - (5) 隣接警察署(広域警戒を実施する警察署にあっては、隣接県の警察署を含む。)の検問場所

## 第3章 警戒の実施

#### (発令)

第 14 条 臨時警戒の発令は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 実施の日時(期間)
- (2) 警戒の目的
- (3) 警戒の種別及び招集区分
- (4) 服装
- (5) 勤務の調整
- (6) 前各号のほか、警戒の実施について必要な事項

(警戒員の応招)

第 15 条 臨時警戒の発令を受けた警戒員は、定められた時刻に、それぞれの所属又は指定された場所に応招しなければならない。

(服装、携帯品等)

第 16 条 警戒員は、指定された服装により、所定の携帯品のほか必要な照明具等を携行しな ければならない。

(点検、訓授)

第 17 条 署長は、警戒員の服装及び携帯品を点検し、必要な事項について訓授した後、警戒 に就かせるものとする。

(競合時の措置)

第 18 条 署長は、臨時警戒実施中、警備実施又は緊急配備を必要とする事案が発生した場合は、 あらかじめ定める計画に基づき、警戒員の一部又は全部をもってこれに充て、それぞれの事 案に対処するものとする。

(警戒員の心得)

- 第 19 条 警戒員は、臨時警戒の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。
  - (1) 応招に当たり、あらかじめ服装、携帯品等の点検を行うこと。
  - (2) 担当区域又は場所の地形地物その他の条件を検討して、制服警戒、私服警戒、張込み、検索及び自動車検問を行い、効果の挙がるよう努めること。
  - (3) 職務質問に当たっては、無用な言動を慎み、冷静さを失わず、質問を積極的に行うこと。 この場合、私服警戒員にあっては、身分を明らかにして行うこと。
  - (4) 不測の危害を受け、又は自ら事故を起こさないように注意すること。
  - (5) 警戒員相互及び交番等の勤務員と緊密な連絡を保ち、協力して警戒に当たること。

# 第4章 応援及び教養訓練

(応援要請)

第 20 条 署長は、臨時警戒の実施に当たり、他所属員の応援を必要と認める場合は、地域部 長にその派遣を要請することができる。

(応援派遣)

第 21 条 地域部長は、前条の規定に基づく応援要請を受けた場合は、その必要性を検討の上、 自動車警ら隊員、鉄道警察隊員及び航空隊員を派遣し、又は他の部長に対し、その部に属す る所属員の派遣を要請することができる。

(応援員等の運用)

第 22 条 前条の規定により応援派遣を受けた署長は、応援員を指揮監督するとともに、その 適正な運用を図らなければならない。

(教養訓練)

第 23 条 署長は、臨時警戒の効果的な運用を期するため、署員に対し、平素から警察対象の 変化に対応した適正な教養訓練を行わなければならない。

# 第5章 報告等

(実施計画の報告)

第 24 条 署長は、自署警戒を実施する場合は、あらかじめ地域部長及び方面本部長に報告しなければならない。

## (実施結果の報告)

- 第 25 条 署長は、臨時警戒を実施したときは、その結果を地域部長及び方面本部長に報告しなければならない。
- 2 署長は、全署警戒を実施したときは、前項に規定する報告のほか、警戒実施中の中間報告をしなければならない。

## (細部事項)

第 26 条 この規程を実施するため必要な細部事項は、地域部長が定めるものとする。 付則

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。